売却区分番号	30フ1301	人札日時 開札日時	平成30年11月16日(金)午後2時00分 平成30年11月16日(金)午後2時30分	
—————————————————————————————————————	1	10,360,000円		1,040,000円

公売財産の表示

物件1(土地の表示)

所在 高知県土佐清水市清水ヶ丘(土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業20街区2符

号)

地番 換地処分後に付与されます

(※従前地の情報は下段のとおり)

地目 宅地見込地

地積 353㎡

従前地の情報(土地の表示)

(1)

所在 高知県土佐清水市旭町

地番 872番11 地目 山林 地積 168㎡

2

所在 高知県土佐清水市清水字タキノ下タ

地番 855番30 地目 山林 地積 1,280㎡

公売財産の写真



※白線は目安であり、境界を保証するものではありません。

その他公売財産に関する情報

【基本情報】

- ①公売財産は、全件一括での売却となります。
- ②公売財産は、「清水第三土地区画整理事業」内にある仮換地物件です。
- ③公売財産及び従前地の表示は、事業施行者である「清水第三土地区画整理組合」の情報に基づくものです。
- ④本公売財産に関する表示事項(情報)は当機構が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載 したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ⑤所在地

高知県土佐清水市清水ヶ丘(土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業20街区2符号)(換地処分後に地 番が付与されます。)

- ⑥交通、最寄駅など
 - 土佐清水市役所の北東方向に約0.6km(直線距離での測定数値)
- ⑦現況
 - ・近隣地域は、戸建普通住宅が集積する普通住宅地域を形成しています。
 - ・20街区2符号には土佐清水市の水道管はありませんが、北隣地までは水道管が埋設されています。
 - ・下水道、都市ガスはありません。
- ⑧特記事項
 - ・当該不動産を有償譲渡する場合、当該土地建物等、譲受人等を施行者に届け出なければなりません。
- ・買受人は「清水第三土地区画整理組合」の組合員となりますので、施行者から事業に関する説明を受けてく ださい。
- ⑦下見会 (現地案内) について

本公売物件における下見会 (現地案内) を平成30年10月1日 (月) ~平成30年10月11日 (木) の間に随時開催い たします。(土日・祝日は除きます。)

ご希望の方は下見希望の日の前日までに、当機構宛に参加予約のご連絡をお願いします。

【土地(仮換地)の情報】

①地目及び地積

【宅地見込地】 $353m^2$

※土地区画整理事業施行中であり、地積に増減が生じる場合があります。

- ②行政的条件
 - 非線引都市計画区域(建ペい率 70%、容積率 200%)
 - 「土佐清水都市計画事業清水第三都市区画整理事業」地内(施行者:清水第三土地区画整理組合)
- ・当該不動産が属する「土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業」の施行の障害となる恐れがある土 地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建設を行い又は政令で定める移動の容易でない物件の設 置若しくは堆積を行おうとする場合は、土佐清水市長の許可(土地区画整理法第76条の許可)を受けなければな りません。
- ③形状・地勢

ほぼ長方形、切土造成地

間口·奥行 南北約12.0m×東西約29.0m

接面道路に対して東南角付近で最大約1.2m高い

接面道路に対して南西角付近で最大約0.6m高い

接面道路に対して東北角付近で約0.5m高い

④利用状況 (現況地目)

宅地見込地(土地区画整理事業施行中であり、現況地目は表せません)

⑤接面街路

東側:舗装公道(清水ヶ丘大通線 歩道幅員約4.5m、車道幅員約5.0m、中央分離帯約13.0m) 南側:舗装公道(清水ヶ丘10号線 車道幅員約6.0m)

西側:舗装管理道(清水中学校の管理道 幅員約2.5m)

⑥隣接地の状況

東方:道路、西方:管理道、南方:道路、北方:隣地

- ⑦特記事項
 - ・土壌汚染対策法上の指定区域、有害物質使用特定施設には該当しません。
 - ・周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。

【従前地の情報】

①所在 高知県土佐清水市旭町 地番 872番11

地目 山林

地積 168㎡

②所在 高知県土佐清水市清水字タキノ下タ

地番 855番30

地目 山林

地積 1,280㎡

【仮換地の公売条件】

①仮換地の住所

高知県土佐清水市清水ヶ丘〇〇番〇〇号となる予定です。

②用途等の変更

建築基準法、土地区画整理法、その他の法令に基づく制限に従ってください。

③登記

従前地に登記されます。

④仮換地の利用

仮換地の利用は、従前地の登記ができ、施行者から仮換地指定通知書が交付されてから利用できます。

⑤清質金

出来形測量により面積の増減が生じた等の理由により、清算金が発生する場合があります。

⑥換地の登記時期

所有権の移転時期は、土地区画整理法第103条第4項に規定する公告の日(平成32年8月予定)の翌日です。登記手続きは、「清水第三土地区画整理組合」が行います。

【その他手続き等】

①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。 また、当機構は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の 撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。

なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。

- ②公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、当機構は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。 公売保証金は入札日当日に公売会場に現金で持参し、入札会場受付にて一括で納付して下さい。 ※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑤見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑥最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。 ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑦落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。 すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。

※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。

⑧買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。

納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。

- ③公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑩買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- ⑪権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ②その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ③公売公告の内容は、幡多租税債権管理機構事務所で閲覧できます。
- (例公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記(③の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。